

(別表)

東海村文化協会

慶弔規程

慶弔費について、次のとおりとする。

対象	事例	金額
会長・副会長・顧問 (現職)	・本人死亡の場合の香料 ・協会事業により怪我を被った場合の見舞金	5,000 円及び弔電 5,000 円
理事・監事	・本人死亡の場合の香料 ・協会事業により怪我を被った場合の見舞金	5,000 円 5,000 円
東海村長・教育長 (現職)	・本人死亡の場合の香料	5,000 円及び弔電
その他	運営委員が必要と認めた場合 (ただし急を要する場合には会長専決とする)	必要と認めた額